

立命館大学父母教育後援会 会員災害見舞金の支給について

立命館大学父母教育後援会

このたびの災害で被害にあわれた皆様に、心からお見舞い申し上げます。立命館大学父母教育後援会では、災害で被害にあわれた会員の方に「災害見舞金」を支給しております。災害見舞金について下記のとおりご案内いたしますので、該当する方はどうぞ申請してください。

1. 支給対象

災害発生から1年以内の申請であって、災害発生時および申請時のいずれにおいても父母教育後援会の会員資格を有し、次のいずれかの状況にある方

- (1) 重傷(災害によって負傷し1箇月(30日)以上の治療を要する)の人的被害を受けた会員
- (2) 居住家屋が全壊、全焼、半壊、半焼した会員
- (3) 家屋が半壊に至らなくても床上浸水による被害を受けた会員

2. 災害見舞金支給額

1世帯につき5万円とします(一災害につき一世帯一度限り)。

3. 必要書類

災害発生時から1年以内に、以下の書類を提出してください。

- (1) 災害見舞金申請書 (本学書式)
- (2) 振込口座届出書 (本学書式)
- (3) 「罹災証明書」等、災害被害者であることを公的に証明する書類(写し可)

家屋の状況が全半焼・全半壊・床上浸水のいずれにも該当せず、人的被害について申請される場合は、「罹災証明書」に加えて「診断書」も、併せて提出してください。

※虚偽の申告があった場合は、災害見舞金の返還を求めることがあります。

4. 支給期日

父母教育後援会事務局にて速やかに審査を行ない、お振込の期日が確定した時点で対象の方に郵送でご連絡いたします。

5. ご提出先

衣笠学生オフィス	研心館 2 階
BKC 学生オフィス	セントラルアーク 1 階
OIC 学生オフィス	A棟南ウイング 1 階

※ 書類は、学生オフィスより校友・父母課(父母教育後援会事務局)へ提出されます。

6. お問い合わせ先

立命館大学父母教育後援会
〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町 1
TEL:075-813-8261
E-mail : fubo@st.ritsume.ac.jp

以上